

「指定障害者支援施設晨光苑(生活介護・施設入所支援)」重要事項説明書

当事業所では、利用者へ施設入所支援ならびに指定障害福祉サービス(生活介護・施設入所支援)を提供します。

当サービスの利用は、原則として介護給付または訓練等給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. サービスを提供する事業者1
2. 利用事業所1
3. サービスに係る設備等の概要2
4. 従業員の配置状況3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減5
6. 利用者が入院等された場合の対応について9
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について10
8. 苦情の受付について10

社会福祉法人乙の国福祉会
(障害者支援施設晨光苑)
当事業所は京都府の指定を受けています。
(京都府指定 第 2613000260 号)

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 乙の国福祉会
所在地	京都府長岡京市井ノ内朝日寺 23 番地
電話番号	075-955-9000
代表者氏名	理事長 田村 啓子
法人の設立年月	昭和 60 年 10 月 1 日

2. 利用事業所

事業所の種類	平成 19 年 4 月 1 日指定 京都府第 2613000260 号	
事業所の名称と目的	障害者支援施設 晨光苑	
	施設入所支援	生活介護事業
主たる対象者	身体障害者	身体障害者
施設の所在地と 連絡先	京都府長岡京市井ノ内朝日寺 27 番地 2	京都府長岡京市井ノ内朝日寺 27 番地 2
	075-955-0055	075-955-0055
[施設長(管理者)]	梅垣 剛	梅垣 剛
[サービス管理責任者]	野本 優樹	野本 優樹
施設の運営方針	<p>1.健全な設備環境の下で、人権を尊重し、利用者の立場に立ち、利用者の身体的、精神的事情を十分考慮するとともに、個別の状況に応じた方針に基づき支援を行うものとする。</p> <p>2.利用者が所在する市町村、他の身体障害者居宅支援事業者、他の身体障害者更正援護施設、その他の保健医療サービス、または福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</p> <p>3.市町村が行う斡旋、調整及び要請並びに京都府が行う市町村相互間の連絡、調整等に対し協力を行うものとする。</p>	
事業所の開設年月	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
定員	20 人	20 人

*** 夜間のご利用(施設入所支援)と、日中のご利用(生活介護事業)は、一体的な組み合わせとして(セットで)提供されるものではありません。利用者が、市町村等に相談をし、夜間と日中のサービスをそれぞれ別の事業者にて利用されることも可能です。**

3. サービスに係る設備等の概要

(1)居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	20室	設備:トイレ、洗面台、クローゼット
合計	20室	

* 利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合もあります。

(2)居室以外の施設設備の概要

施設設備の種類	【施設入所支援】	【生活介護事業】	備考
介護室	1室	1室	
食堂兼娯楽室	1室	1室	カラオケ、エレクトーン、ラジカセ、テレビ、パソコン
パントリー	1室	1室	電磁調理器、冷蔵庫、トースター
医務室・静養室	1室	1室	心電計、滅菌機、救急蘇生具セット、酸素吸入器、吸引機、治療用ベッド、パルスオキシメーター
浴室		2室	機械浴、特殊浴槽、ユニットバス、天井走行リフト
洗面所	1室	1室	
相談室	1室	1室	
便所	1室	1室	

* 当事業所では、居室以外に上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、施設入所支援ならびに生活介護事業のサービス提供に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(3)居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により事業者でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(4)施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ①門限は午後 9 時とします。
- ②テレビ、ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の利用者の迷惑にならないようボリュームをおとして利用してください。
- ③利用者は、利用者相互及びその他の施設利用者と、親しい関係を保つよう努めてください。
- ④故意により施設、設備に損傷等を及ぼした場合には、自己負担により原状回復、または相当の代価を払っていただく場合があります。
- ⑤利用者の健康等を考えて、管理者が制限したことを守ってください。
- ⑥食料品の持ち込みについては、衛生管理、健康管理の目的から十分にご注意ください。
持ち込まれた食料品により食中毒等の事故が生じた場合、施設として責任を負いかねない場合があります。
- ⑦その他、団体生活の規律を乱すことのないようにして下さい。

4. 従業員の配置状況

従業員の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する者として、下記の職種の従業員を配置しています。

<主な従業員の配置状況>

【晨光苑(生活介護)】

職 種	常勤換算	常 勤	非常勤	指定基準
1. 施設長(管理者)	0.5 名	1 名		
2. サービス管理責任者	1 名	1 名		
3. 医師	0.1 名		4 名	
4. 理学療法士	0.1 名		1 名	
5. 看護職員(看護師)	1 名	1 名		
6. 生活支援員 (うち介護福祉士 5 名)	12.4 名	11 名	4 名	
7. 事務員	1 名	1 名		

【晨光苑(施設入所支援)】

職 種	常勤換算	常 勤	非常勤	指定基準
1. 施設長(管理者)	0.5 名	1 名		
2. サービス管理責任者	1 名	1 名		
3. 看護職員(看護師)	1 名	1 名		

4. 生活支援員 (うち介護福祉士6名)	12.4名	11名	4名	
5. 事務員	1名	1名		

常勤換算とは:

従業者それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤従業者の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です。

たとえば・・・1日4時間、週5日勤務の従業者(1週間で20時間勤務)が5名いる場合、常勤換算では、2.5名(4時間×5日×5名÷40時間=2.5名)となります。

<主な職種の勤務体制(標準的な時間帯における最低配置人員)>

月曜日から金曜日まで

職種	施設入所支援 (晨光苑)	生活介護事業 (晨光苑)
	夜間(17:00~翌10:00)	日中(10:00~16:00)
1. 生活支援員	1名 (早出)7:00~10:00 (日勤)9:30~10:00、 16:00~18:30 (遅出)16:00~19:00 17:00~24:00、 0:00~10:00	1名 (各勤務) 10:00~16:00
2. 看護職員(看護師)	1名 9:30~10:00、 16:00~18:30	1名 10:00~16:00
3. 医師		毎週月、水、金曜日 13:30~14:30

土、日曜日の場合

職種	施設入所支援 (晨光苑)	
	夜間(0:00~24:00)	
1. 生活支援員	1名 7:00~16:00 9:30~18:30 10:00~19:00	夜勤(2名) 17:00~24:00、 0:00~10:00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減（契約書第4条、第5条参照）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- ①介護給付費等から給付されるサービス
- ②利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス〔①以外のサービス〕

(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

次頁に表示のサービスについては、食費・光熱水費を除き、サービス利用料金全体のうち9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます（定率負担または利用者負担額といいます）。

なお、介護給付費等が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

ただし、8ページ以降に記載する負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

<サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。

なお、「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

障害者支援施設におけるサービス提供の内容（「生活介護事業」ならびに「施設入所支援」）

i 「介護」—適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じて自立支援／日常生活の充実のための介護等を提供します

- …排泄の自立に必要な援助や、おむつの交換を行います
- …離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行います
- …週3回の入浴または清拭を行います

* 利用者の身体の状況と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭をおこなうなど適切な方法で実施します。

ii 「食事の提供」

- …利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。当事業所の食事時間は次のとおりです。

朝食(7:30～8:30)、昼食(12:00～13:00)、夕食(18:00～19:00)

iii「健康管理」

・・・常に利用者の健康状況に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

服薬管理は、当事業所の看護職員と相談の上、行います。

○嘱託医師による診察・治療

氏名：杉山 幸生

診療科：内科

診察日：毎週月、水、金曜日

* 利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。（診察費ならびに送迎に係る費用を、一部ご負担いただく場合がございます。）

協力医療機関：社会福祉法人恩賜財団京都済生会病院

京都府長岡京市下海印寺下内田 101 番地

Tel 075-955-0111 Fax 075-954-8255

* 利用者の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。

iv「相談及び援助」

・・・当事業所では、常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。

また、利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携をはかります。

<サービス利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食費・光熱水費の合計金額を、利用者にお支払いいただきます。(別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。)

【障害者支援施設晨光苑：生活介護事業、施設入所支援】

1. 利用されるサービスと料金	生活介護 18,041 円	施設入所支援 5,046 円
2. うち、介護給付費等が給付される金額	16,237 円	4,541 円
3. うちサービス利用に係る自己負担額(定率負担)(1-2)	1,804 円	505 円
4. 食事に係る自己負担額	昼食： 640 円	朝食： 400 円 夕食： 570 円
5. 光熱水費に係る自己負担額		別紙のとおり
6. ご負担額合計(1日あたり) (3+4+5)	2,444 円	1,475 円+光熱水費として別紙2の額を足して下さい

* ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

* 利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。(本書 6.「利用者が入院等された場合の対応について」、契約書第 13 条、第 14 条参照)

内容	入院 1~8 日目	9 日目以降
1. サービス利用料金	3,328 円	本書 6. ご参照 (入院時の支援)
2. うち、介護給付費等から給付される金額	2,995 円	
3. 自己負担額(1-2)	333 円	

〔サービス利用の取り消し(キャンセル)について〕

(契約書第 15 条)

* 利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の 7 日前までに当事業所までお申し出ください。

* なお、サービス利用日の3日前までに申出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料(食費の実費相当額)	1 日あたり	1,610 円
------------------	--------	---------

<利用者負担の減免について>

〔利用者負担に関する月額上限〕

○ 1 ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり 4 区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	1 ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が 80 万円以下の方	
低所得2	市町村民税非課税世帯	
一 般	市町村民税課税世帯	37,200 円

* 月額負担上限のほか、さらに下記のような利用者負担に関する減免があります。

〔個別減免について〕

対象: 施設入所支援(20 歳以上)を利用する場合

○ 市町村民税非課税世帯(前頁の区分: 低所得 1、2)で、預貯金等が 350 万円以下であれば、定率負担の個別減免が行われます。

〔食費等実費負担の軽減について〕

○ 施設入所支援における食費・光熱水費の実費負担に関する軽減措置

《施設入所支援を利用する場合》

食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に 25,000 円(障害基礎年金 1 級受給者や 60~64 歳の方は 28,000 円、65 歳以上の方は 30,000 円)が残るように補足給付が行われます。

《通所系サービス》

通所系サービスの利用にあたっては、施行後 3 年間、利用者が低所得の区分である場合、食材料費のみの負担となるため、食費額全体の 3 分の 1(材料費のみ)の負担となります。

(2) (1)以外のサービス ((1)は6頁に記載)

別紙1 記載の①～④のサービスについては、介護給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

(3)利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求します。支払方法は下記集金代行業者による自動引き落としとなりますので、引き落とし用口座をご指定ください。

引き落とし日は、毎月26日(土、日、祝祭日等の場合は翌営業日)です。

金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関:各種金融機関、郵便局

集金代行業者 三井住友カード株式会社

〒550-0014 大阪市西区北堀江3-6-11

電話 050-3831-7246 Fax 050-3831-4201

6. 利用者が入院等された場合の対応について

当事業所をご利用の期間において、医療機関への入院の必要が生じた場合、または外泊時の対応は、以下の通りです。(契約書第13条、14条参照)

①検査入院、短期入院、外泊の場合

1ヵ月につき10日(入退院日を含む)以内(連続して9泊、複数の月にまたがる場合は連続17泊)の短期入院等の場合、その期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(1日あたり333円。)ただし、入院当日及び退院当日は、通常の利用料をご負担いただきます。)

②退院後のご利用について

入院後、3ヵ月以内に退院された場合には、原則として、退院後再び入院前と同じサービスをご利用できます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院された場合等、退院時に事業所の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所の居室等をご利用いただく場合があります。

③3ヵ月以内の退院が見込まれない場合

3ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当事業所を再び優先的に利用することはできません。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第7条第6項参照)

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 個別支援計画
 - (2) サービス提供の具体的な内容
 - (3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
 - (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
 - (5) 利用者からの苦情の内容
 - (6) 事故の状況及び事故に際しての対応
- ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
 - ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前10:00～午後17:00です。

(窓口は、それぞれ利用されている事業所となります。)

8. 苦情の受付について(契約書第16条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] 生活支援員 山岸 賢

○受付時間 随時

○苦情解決責任者

[職名] 施設長 梅垣 剛

○第三者委員

梶原 幸子 〒617-0825 長岡京市一文橋2丁目18-4 Tel 075-953-1081

内藤 雅子 〒600-8127 京都市下京区西木屋町通 Tel 075-354-8735

上ノ口上ル梅湊町83-1

「ひと・まち交流館京都1階」

連絡先

◆苦情受付ボックスと対応のご報告を2階エレベーター前に設置しています。

(2)行政機関その他の苦情受付機関

長岡京市 障がい福祉課	京都府長岡京市開田1丁目1番1号 Tel 075-955-9710 Fax 075-952-0111 受付日・時間 8:30~17:00
向日市 障がい者支援課	京都府向日市寺戸中野20 Tel 075-931-1111 Fax 075-932-0800 受付日・時間 8:30~17:15
大山崎町 福祉推進課	京都府乙訓郡大山崎町円明寺小字夏目3 Tel 075-956-2101 Fax 075-957-4161 受付日・時間 8:30~17:15
与謝野町 福祉課	京都府与謝郡与謝野町字加悦433番地 Tel 07720-43-1513 Fax 0772-42-0528 受付日・時間 8:30~17:15
京都市 洛西福祉事務所	京都市西京区大原野東境谷町2丁目1番地2 Tel 075-332-8111 Fax 075-332-8420 受付日・時間 8:30~17:15
京都府運営適正化委員会	京都府京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル (京都府社会福祉協議会内) Tel 075-252-2152 Fax 075-212-2450 受付日・時間 9:00~17:00

令和 年 月 日

指定障害者支援施設に関するサービス(施設入所支援及び生活介護事業)の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 障害者支援施設晨光苑

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設に関するサービス(施設入所支援及び生活介護事業)の提供及び利用の開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

①特別なサービスの提供とこれに伴う費用

種 類	内 容	標準月額
特別な食事	ご利用者のご希望に基づいて、特別な食事を提供します。	実費額
理容・美容	【理容・美容サービス】 月に1回、理容師の出張による理髪サービス(整髪、顔剃、洗髪)ご利用いただけます。	別紙の額
レクリエーション、 教養娯楽	ご利用者のご希望によりレクリエーションや教養娯楽の活動に参加していただくことができます。(特別に費用が必要な場合には事前にお知らせいたします。)	実費額
クラブ活動	原材料費等	実費額
医療機関の受診	長岡京市、向日市、大山崎町以外の受診は各自で受診してください。	

②介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

日用品	日常生活品の購入代金等利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。 〔オムツ〕 施設が用意するのは標準的、一般的なものであり、「本人の好み」がある場合、ならびに入院、帰省中に必要な時 〔洗面〕 利用者の嗜好による品目やタオル、歯ブラシ類	実費額
-----	--	-----

③預かり金管理 1000 円

④その他()

その他	複写物 (コピー代) FAX 代	1枚 10 円 1回 10 円
-----	---------------------	--------------------